

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	すこやか医療費支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、すこやか医療費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県守谷市長

公表日

令和7年11月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	すこやか医療費支給事務
②事務の概要	<p><守谷市すこやか医療費支給に関する条例に基づく医療福祉事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う。 世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する。 受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉システム Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル 3. 保険情報ファイル 4. 生活保護情報ファイル 5. 住民票関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第6号 守谷市すこやか医療費支給に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条、守谷市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、すこやか医療費支給事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書類の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な記入項目のみ記入するように案内している。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-② 所属長	国保年金課長 高橋 由紀子	国保年金課長 長田 誠	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	国保年金課長 長田 誠	国保年金課長	事前	
令和1年6月28日	II しい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しい値判断項目 1. 取扱者数	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和4年3月1日	I-3 法令上の根拠	守谷市すこやか医療費支給に関する条例	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	追記
令和4年3月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年3月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II しい値判断項目 2. 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I-5-① 部署	保健福祉部国保年金課	健康福祉部国保年金課	事後	
令和4年9月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-451111)	守谷市健康福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-451111)	事後	
令和4年9月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-451111)	守谷市健康福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-451111)	事後	
令和4年9月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル	1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル 3. 保険情報ファイル 4. 生活保護	事後	
令和6年9月1日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和6年9月1日	I-4-②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19	事後	
令和6年9月1日	II-1 対象人数 評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年9月1日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年7月31日 時点	事後	
令和6年9月1日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年7月31日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	
令和6年11月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	IV-8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和6年11月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和6年11月1日	I-1. ②事務の概要	守谷市すこやか医療費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う。 ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	<守谷市すこやか医療費支給に関する条例に基づく医療福祉事務> ・申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う。 ・世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する。 ・受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の組付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/開示が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/開示が可能となる。 ・医療福祉システム ・Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年11月1日	I-1. ③システムの名称	医療福祉システム	医療福祉システム ・Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年11月1日	I-3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 守谷市すこやか医療費支給に関する条例	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第6号 守谷市すこやか医療費支給に関する条例	事前	
令和7年11月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和7年11月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	